

平成

十九年

五條市議会第二回六月定例会会議録(第三号)

平成十九年六月十一日(月曜日)

議事日程(第三号)

平成十九年六月十一日 午前十時開議

- 第一 報第 四号 平成十八年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について
- 第二 報第 五号 平成十八年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について
- 第三 報第 六号 平成十八年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第四 報第 七号 平成十八年度五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第五 報第 八号 平成十八年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第六 報第 九号 平成十八年度五條市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第七 報第 十号 平成十八年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第八 報第 十一号 専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市税条例の一部改正)
- 第九 議第二十六号 職員の退職手当の特例に関する条例の制定について
- 第十 議第二十七号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 第十一 議第二十八号 五條市乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 第十二 議第二十九号 五條市立大塔診療所条例の一部改正について
- 第十三 議第三十号 五條市都市公園条例の一部改正について
- 第十四 議第三十一号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第十五 議第三十二号 平成十九年度五條市一般会計補正予算(第一号)議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(二十一名)

十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
櫻	寺	佐	花	山	北	西	峯	山	山	益	池	藤	川	太	西
塚	本	間	谷	本	山	尾	林	田	田	田	上	富	村	田	本
凱	保	正	昭	久	和	彦	宏	澄	由	吉	輝	美	家	好	幸
一	英	己	典	和	生	和	政	雄	己	博	雄	子	廣	紀	洋

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	吉
教育長職務代行者	橋
市長公室長	岡
総務部長	上
都市整備部長	榮
生活産業部長	林
健康福祉部長	清
西吉野支所長	森
大塔支所長	竹
会計管理者	堤
水道局長	阪
財政課長	堂
秘書課長	田
	ノ
	中
	賢
	衛
	治
	則
	文
	博
	元
	勝
	信
	美
	見
	人
	夫
	重
	和
	保
	勝
	正
	水
	本
	本
	重
	好
	武
	賢
	野
	本
	本
	井
	木
	英
	康
	末
	龍
	清
	孝
	雄
	次
	嗣
	夫

二十一番	田	大	榮	土	黄
二十番	原	谷	林	井	木
十九番	清	龍	末	康	英
十八番					
十七番					

事務局職員出席者

庶務課長 大垣賢治  
企画調整課長 山下正次

事務局長 長田雅光  
事務局次長 乾田雅旬  
事務局主任 西峯久美  
事務局主任 笹谷美豊  
速記者 柳ヶ瀬五美

午前十時一分再開

○議長（寺本保英）ただいまから、八日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。  
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（寺本保英）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。  
配付漏れはございませんか。――。  
これより日程に入ります。

○議長（寺本保英）日程第一、報第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）報第四号 平成十八年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について。

○議長（寺本保英）報告を求めます。堂阪土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 堂阪賢治登壇〕

○土地開発公社事務局長（堂阪賢治）おはようございます。

ただいま上程いただきました報第四号 平成十八年度五條市土地開発公社の決算及び事業報告を、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定によりまして御報告を申し上げます。

別冊の土地開発公社決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、一ページから要点のみ御説明を申し上げます。

一、収益的収入及び支出について。（一）収入の部、第一款土地開発事業収益につきましては、当初予算額七千五百七十二万一千円に五千九万二千円の増額補正を行いまして、合計額一億二千六百八十一万三千円となり、決算額が一億二千五百七十一万三千四十円でございます。

内容といたしましては、第一項事業収益の決算額は、一億二千二百五十一万八千一百一十円で、詳細につきましては、後ほど事業報告の中で御説明申し上げます。

次に、第二項事業外収益の決算額の三百十九万五千二十九円は、預金利息と五條駅前及び大和二見駅北側臨時駐車場の使用料等でございます。

続きまして、（二）の支出の部につきまして、第一款土地開発事業費用は、当初予算額十六億六千五百六十二万六千円に十五億四千七百九十六万三千円の減額補正を行いまして、合計額一億一千七百六十六万三千円となり、決算額は一億一千五百二十四万九千七百三十五円でございます。

内容といたしましては、第一項事業費用一億一千四百五十四万八千九百九十九円でございます。この内訳につきましては、事業収益に係ります事業用地売却原価一億一千四百二十三万六千六百六十六円と、一般管理費三十四万四千六百五十三円でございます。

第二項事業外費用七十七万八千九百十六円は、五條駅前臨時駐車場の管理経費でございます。

第三項の特別損失の減額補正につきましては、当初予算で評価よりも現状が半分以下で、なおかつ、公共事業の見込みがなく、買戻しができない土地を計上しておりましたけれども、土地開発公社経営健全化計画に基づきまして、減額補正をいたしました。

第四項の予備費は、全額不用となっております。

次に、二ページの資本的収入及び支出についてでございますが、（一）収入の部、第一款資本的収入は全額借入金でございます。決算額は六百九万円となっております。

借入金の内訳につきましては、恐れ入りますが、二十二ページを御覧いただきたいと思います。

長期借入金現債高明細書により説明させていただきます。

今井島台工業団地ほか十八件を事業別に借入先、前年度未借入残高、当年度借入額、当年度償還額、当年度借入残高を記載しております。

平成十八年度におきましても、五條市基金から十億円、五條市水道事業運営資金四億二千六十六万円を借入れまして、借入金利息の低減化を図っております。

借換え分を含む借入金合計額は十一億三千百三十八万円で、償還額は十二億三千六百九十九万四千五百二十五円となり、平成十八年度未借入残高は三十一億九千二十二万円となっております。

恐れ入りますが、二ページに戻っていただきまして、(二)支出の部について御説明を申し上げます。

第一款資本的支出の予算額二億四千六百九十一万五千円に、五千七百八十三千円の増額補正を行いまして、合計額三億四百九十八千円で、決算額は一億八千四百一十一万二千六百二十二円でございます。

内容といたしましては、第一項用地取得造成事業費二千二百四十万五千七百三十七円で、この内訳といたしまして、直接経費と支払利息でございます。

次に、第二項借入金償還金一億六千七百七十四万五千二百二十五円は、五條中央公園事業用地等の売却により償還したものでございます。

引き続きまして、三ページの損益計算書から七ページのキャッシュ・フロー計算書までの説明は、省略させていただきます。

次に、八ページの事業報告に移らせていただきます。

平成十八年度五條市土地開発公社事業報告、一、総括事業でございます。

決算で御説明を申し上げましたとおり、土地開発公社は事業用地の売却、それから、五條駅前及び大和二見駅北側臨時駐車場の運営を行いました。

売却いたしました五件の事業用地二、六七四・八三平米の合計金額一億二千二百五十一万八千一百一十円でございます。内訳につきましては、御清覧をお願いいたしまして、説明は省略させていただきます。

続きまして、九ページの二、五條駅前及び大和二見駅北側臨時駐車場の利用状況につきまして、月別の利用状況を記載しております。

三の経理の状況につきましては、読み上げて説明に代えさせていただきます。

(一)収益的収支について、土地開発事業収益一億二千五百七十一万三千四百十円に對しまして、土地開発事業費用一億一千五百二十四万九千七百三

十五円となり、当年度純利益は一千四十六万三千三百五十円となりました。

(二) 資本的収支について、資本的収入六百九万円に對しまして、資本的支出一億八千四百一十一万二千六百六十二円となり、差引不足額一億七千八百二万二千六百六十二円は損益勘定留保資金で補てんいたしました。

(三) 未払金につきまして、道路改良事業用地(市道五條二七号線)につきましては、所有権移転登記が十九年度となるため、未払金処理いたしました。

次に、十ページの四につきましては、理事会の議決事項となっております。

続きまして、十一ページの財産目録の資産の部でございますが、合計三十七億四千二百五十五万二千八百八十四円で、この内訳といたしまして、流動資産一千三百六十三万五千五百二円、事業資産三十七億二千八百八十一万一千六百八十二円及び固定資産十一万円となっております。

続きまして、十三ページの負債の部でございますが、合計三十五億九千二百八十一万二千五百二十五円で、この内訳といたしまして、固定負債三十一億九千二百二十五円、流動負債四億二千五百九十九万二千五百二十五円でございます。

以上で報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(寺本保英) 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。(「十四番」の声あり) 十四番佐久間正己議員。

○十四番(佐久間正己) 今、堂阪土地開発公社事務局長の方から御説明をいただきました。

個々の部分は別として総論的なことをお聞きしたいのですけれども、一つは金融機関が金融破たんをされて、公的資金を導入されて、景気も良くなつて、今、金融機関の財務が建て直しをしているということ、公的資金もほとんど返したという中で、夕張にしろ、地方財政が大変厳しいというふうに言われる中で、銀行の対応が、いわゆる金融機関の対応が、以前と今後においては変わってくるというふうなお話も伺っておりますので、金融機関も地方自治体に対しては相当厳しい対応をしていくというふうな話も伺っておりますので、その点、今後において、土地開発公社がどのような対応をなされていくのか、ひとつそれをお聞かせ願いたいと思います。

○議長(寺本保英) 堂阪土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長(堂阪賢治) 十四番佐久間議員さんの御質問に對しまして、自席から失礼でございますが御答弁させていただきます。

金融機関の破たん等、ありました。また、夕張等の財政破たんにおいて金融機関が厳しい対応をしている、その対応にどのように対応していくかと

いうことでございますけれども、三月の、この公社の借入れの問題にありまして、りそな銀行からもう引き続いて借入れはできないというふうなお話ございました。そのときに、ましてや貸しはがしなんですけれども。そして、それに続きまして、今、南都さんでもお借りしています。南都さんも厳しい対応のお話ございました。それで、臨時に私どもの公社の理事会を開きまして、その対応をどうしていったらいいかなということも協議いたしました。また、金融機関から、今まで土地開発公社の経営の健全化計画がなされていないではないか、だから、貸しはできないという申し出がございました。また、臨時の理事会で土地開発公社の健全化計画というのをお諮り申し上げて、また、二月の臨時総務文教委員会でも、その土地開発公社の健全化計画を御報告申し上げて皆様の御理解を賜った次第でございまして、その健全化計画に基づきまして、それを提出することによりまして、銀行がちょっと柔軟な対応もしまして、りそな銀行は元金だけは何とかお貸ししよう、しかし、今まで元金と金利が上乘せされて借入れをしておったのですけれども、その金利はだめですよ。元金は貸しようという、そういう対応になってきました。

以上、そういうことで、今後も三パーセントというふうな高金利になってきまして、それではとても公社はやっていけないということですから、健全化計画を立てまして、約一年に三億ずつの十年、三十億をお返しして金利の増幅を防ごうと、そういうふうな対応で今やっております。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（寺本保英）十四番佐久間正己議員。

○十四番（佐久間正己）今、局長の方から経営健全化計画ということでお聞きいたしました。

吉野市長にお聞きしたいのですけれども、今後、この土地開発公社が先行取得で土地を買ったわけでございます。当然、十年、二十年、三十年前の長期の五條市のあるべき姿のもとで先行的に取得をされたということでございますけれども、塩漬けになっているということでございますけれども、今後、市長としては、強いリーダーシップのもとにこれをどういうふうにもっていくのか、打開策をもっていくのか、市長がどのように考えておられるのかをお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（寺本保英）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）佐久間議員の答えでございます。

基本的には今年の二月に議会にも報告しましたが、それから私、四月からこの席におりますので、私は私なりの考えも取り入れながら、また、議員各位とも良き意見をお互いに出し合ってやっていきたい。灰色の時代から、若干企業といたしましても良くなってきたかなというような雰囲気も現がございます。そういうこともいち早くとらえながら、また、我がまちだけじゃなくて、生駒にいたしましても、奈良市にいたしましても、苦慮し

ておる問題でございますので、そういう方がどのようなようにするかという勉強もしながら、一生懸命これからもやっていきたい。しかしながら、金利もかさんでまいりますし、景気がいいといっても逆に金利も高くなってくるということも現状でございます。

しかし、私の申しておりますこの遺産をできるだけ子や孫に残さないように、この痛みを我々が受けて一生懸命やっていきたいと思っておりますので、いろんな御意見も、また、赤裸々に言っていただけでしたら検討していきたい、そのように思っております。

以上。（「十四番」の声あり）

○議長（寺本保英）十四番佐久間正己議員。

○十四番（佐久間正己）市長の答弁は結構でございますので、私の方から要望等をおっしゃっていただいておりますけれども、市長におかれましては、民間の経営をなされてきたというふうな、民間のノウハウをお持ちになつておられると思っておりますので、今までの旧態依然の中での事務局の対応じゃなくして民間で学んでいただいたノウハウを是非とも生かしていただいて、この土地開発公社が抱えておられる借金を、市長は四年の中で一つの道筋をつけるというようなお話も、直接は何つておりませんけれども、間接的に伺わせていただいておりますので、この与えられた四年の中で、きちつと民間のノウハウを生かしていただきたいということを強く要望いたしまして終わります。

以上でございます。（「二十番」の声あり）

○議長（寺本保英）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）三月議会におきまして、土地開発公社の健全化計画を聞かせていただいたわけですが、いろいろありましたけれども、一つには、今、土地開発公社が抱えておる土地で利用見通しのない土地を、できるだけ民間、公共、まあ、相手はどなたでもいいわけですが、販売していくという計画が一つあったと思っておりますけれども、この一年間で行った努力と、売却できた土地があるのかどうか聞かせていただきたいのと、それともう一つは、必要のない土地を先行的に取得しないということが、入口の段階できつちりと押さえないことですが、この一年間で、新たに土地開発公社として購入した土地があればそれを明らかにしていただきたいと思っております。

それと、JRの関係ですけれども、新町にあります五新鉄道の橋脚の取り壊しの費用として数億入つておられると思っておりますし、それ以外でもJRから以前かなりのお金が入りましたけれども、そのお金の金額と、それを開発公社の中でどのように持つておるのか、明らかにしていただけますか。

○議長（寺本保英）堂阪土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（堂阪賢治）二十番大谷議員の御質問に、自席から失礼してお答え申し上げます。

まず、一番の利用目的のない土地を販売、どのように努力したか。また、この一年間でどんなものが販売できたかという御質問でございました。その分につきましては、決算書の八ページを御覧いただきたいと思えます。その八ページの中に載せてございます、一番二見公共用地、二番として紀の川改修事業、三番今井島台工業団地、それから四番として五條中央公園事業用地、五番火葬場整備事業用地、これがこの十八年度の決算、十八年度中に売却した土地の明細でございます。単価もこちらに載せてございます。この分でございます。

一年間で新たに購入した部分という御質問でございましたけれども、この十八年度中は先行取得はございません。

三番につきましては、部長の方から答弁させていただきます。

○議長（寺本保英） 上山総務部長。

○総務部長（上山保見） 二十番大谷議員さんの質問の三番目の野原新町公共用地、清算事業団から譲渡を受けました土地についての概要説明をします。

これにつきましては、前受金として四億円ということが、この資料の中にも計上されておりますが、いわゆる清算事業団用地を購入する際に、できるだけ無償、安く買うために事業用資産、野原の今のかなりの部分からずっと、霊安寺のところからずっとありますけれども、それから、川を渡って新町のこの土地について交渉した際に、値打ちとして約四億があったわけですが、すべてを取り壊しする費用に四億をみていただいて、基本的にゼロで譲渡を受けたということです。会計処理としては、そういうふうな処理をしております。ですから、実際に前受金となつてはございませんけれども、お金をもらったものではありません。だから、その代わり、用地費は払っていません。この土地について、一切、今、銀行の借入れはありません。

以上で説明とさせていただきます。（「十八番」の声あり）

○議長（寺本保英） 十八番土井康嗣議員。

○十八番（土井康嗣） 確認だけさせていただきます。今年、十八年度の一月に消防署予定地を市の方でしていたところ、開発公社から購入したというような話を聞いてましたんやけどね、話を聞いたところですが、実際に売却というところでは出入りがないように思うので、ちょっと説明いただけますか。

○議長（寺本保英） 堂阪土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（堂阪賢治） 十八番土井議員の御質問にお答え申し上げます。

十八年度の一月ということで、消防署の事業用地が売却されたがこの中に動きがないんじゃないかという御質問でございましたけれども、これは十

七年度に消防署に買戻ししていただいていますので、この十八年度の決算には挙がってきてございません。

○議長（寺本保英）質疑を終わります。

以上で報第四号の報告を終わります。

○議長（寺本保英）次に日程第二、報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）報第五号 平成十八年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について。

○議長（寺本保英）報告を求めます。竹本財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔財団法人大塔ふる里センター常務理事 竹本重博登壇〕

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（竹本重博）おはようございます。

ただいま上程されました報第五号 平成十八年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告を、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定によりまして御報告申し上げます。

別冊の財団法人大塔ふる里センター決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、十八年度の決算の御説明をさせていただきます。

二ページをお開きください。

財団法人大塔ふる里センターの事業全体の収支計算でございます。当期収入合計二億八百九十五万百一円に対し、三ページの当期支出合計二億一千百六十六万四千八百七十七円となり、収支はマイナス二百七十一万四千七百七十六円となりましたが、これは金利負担を抑えるために短期借入収入を六百万円と短期借入返済支出一千万円が表示されているため、借入金を除く十八年度の実質的な収支は、百二十八万五千二百二十四円の黒字となりました。

しかし、数字上は黒字決算とすることができましたが、委託金三千八百万円を計上させていただいて、収支のバランスを保っているため、今後は委託料を少なくできるように営業努力をし、売上げを増やしていきたいと考えております。

それでは、個別の収支状況を御説明させていただきます。

それでは、四ページをお開きください。

ふれあい交流館につきましては、当期収入合計五千七百二十万六千四百四十三円に対して、当期支出合計六千七百十六万二千九百九十七円で、九百九十五万六千五百五十四円のマイナスとなっております。

次に、六ページをお開きください。

赤谷オート・キャンプ場につきましては、当期収入合計一千二百四十八百三十円に対し、当期支出合計一千五百四十二百九円で、二百九千三百七十九円のマイナスとなっております。

次に、七ページをお開きください。

ロツジ星のくにつきましては、当期収入合計四千三百九十三万四千五百三十八円に対し、当期支出合計三千五百六十四万二千七百七十一円で、八百二十九万一千七百六十七円の黒字となっております。

次に、九ページをお開きください。

道の駅につきましては、当期収入合計五千三百八十八万四千四十六円に対し、当期支出合計五千八十九万五千六百九十三円で、二百二十八万八千三百五十三円の黒字となっております。

次に、十ページをお開きください。

大塔郷土館につきましては、当期収入合計一千八百六万九千八百八十九円に対し、当期支出合計一千八百二十万三千五百五円で、十三万四千四百六十六円のマイナスとなっております。

次に、十一ページをお開きください。

大塔水車施設につきましては、当期収入合計十八万円に対し、当期支出合計十八万円で、収支はゼロ円となっております。

次に、十二ページをお開きください。

一般管理費につきましては、当期収入合計二千二十九万六千九百三十三円に対し、当期支出合計二千三百五十四万二千四百十八円で、三百二十四万五千四百八十五円のマイナスとなっております。

次に、十三ページをお開きください。

図書室管理費につきましては、当期収入合計五百万二千四十七円に対し、当期支出合計四百九十三万五千九百十四円で、六万六千三百三十三円の残となりました。

次に、十四ページをお開きください。

自主事業につきましては、当期収入合計五万一千三百七十五円に対し、当期支出合計五万八千四百四十円で、五百三十五円の黒字となりました。次に、事業報告に移らせていただきます。

十八年度は、五條・吉野魅惑体験フェスティバル等に参加させていただき、集客を見込んで取り組んでまいりましたが、一六八号の観光客減少が続き、厳しい状況の中でPRはもとより人件費、固定経費の削減をし、収益事業を行ってまいりました。

内容につきましては、十八ページから平成十八年度の事業報告を掲げておりますので御清覧をお願いいたします。また、平成二十年四月に一六八号の開通に併せてのイベント、また、地域活性化特別委員会の御助言をいただきながら取り組んでいきたいと思っております。

以上で、平成十八年度財団法人ふる里センターの決算・事業報告につきましての御説明を終わらせていただきます。

○議長（寺本保英）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第五号の報告を終わります。

○議長（寺本保英）次に日程第三、報第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）報第六号 平成十八年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（寺本保英）報告を求めます。上山総務部長。

〔総務部長 上山保見登壇〕

○総務部長（上山保見）ただいま上程いただきました報第六号 平成十八年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の三ページを御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、本年三月に平成十九年度に繰り越すべき限度額を御議決いただきましたが、今回はこの限度額に対する繰越確定額の報告でございます。

それでは、議案書の四ページをお開き願います。主なものについて説明いたしますので、御了承願います。

三款民生費、複合施設建設事業の繰越確定額は二億六千八百五十七万四千円で、しゅん工は本年十一月末の予定でございます。

五款農林業費、林道開設事業につきましては、大塔地区の高野辻阪本線及び西吉野地区の川岸鹿場線でございます。繰越確定額は五千三百九十万三千円で、しゅん工予定日は本年六月末でございます。

七款土木費、道路新設改良事業は、市道旧岡中線ほか十三路線の事業でございます。繰越確定額は一億五千九百六十四万円で、しゅん工予定日は本年九月末でございます。

都市計画図作成業務につきましては、繰越確定額は四千三百万円で、平成二十年三月のしゅん工予定でございます。

五ページを御覧願います。

（仮称）五万人の森公園整備事業については、センターコアゾーンの工事請負費を繰り越しており、繰越確定額は四千九百八十八万二千円で、しゅん工予定日は本年九月末でございます。上之島住宅建設事業の繰越確定額は一億七百六十四万円でございまして、本年五月にしゅん工いたしております。

八款消防費、消防庁舎建設事業につきましては、工事請負費等全額を繰り越すもので、確定額は二億八千六百九十八万円でございます。

九款教育費、教育ネットワークシステム構築業務につきましては、国の合併補助金を充当するもので、繰越確定額は一億八千五百万円でございます。平成二十年三月末のしゅん工を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十番」の声あり）

○議長（寺本保英）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）この繰越事業の中で合併特例債を活用しているのがあれば、教えてくれますか。

○議長（寺本保英）上山総務部長。

○総務部長（上山保見）ただいま大谷議員さんの質問の中で、合併関連についての事業について、説明をいたしたいと思っております。

まず一つは、消防署建設事業が合併特例債事業でございます。

それから、補助事業として、先ほど説明申しました教育ネットワークシステム構築事業、それともう一点、都市計画図の作成業務、以上三件でございます。

以上でございます。

○議長（寺本保英）質疑を終わります。

以上で報第六号の報告を終わります。

○議長（寺本保英）次に日程第四、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）報第七号 平成十八年度五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（寺本保英）報告を求めます。阪ノ上水道局長。

〔水道局長 阪ノ上武則登壇〕

○水道局長（阪ノ上武則）ただいま上程いただきました報第七号 平成十八年度五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の六ページ及び七ページを御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、去る三月議会で平成十九年度へ繰り越すべき限度額を御議決いただきました白銀北地区統合簡易水道整備事業について、今回は繰越確定額の報告でございます。

第一款総務費、第一項総務管理費、事業名は簡易水道施設整備事業でございます。

内訳は、区域内の配水管布設等の工事請負費、事務費等の繰越しで、繰越確定額は四千三十七万円でございます。その財源内訳といたしましては、未収入特定財源のうち国庫支出金一千五百三十二万四千円、市債二千二百九十万円、一般財源二百六万円をもちまして充当繰り越したものであります。

なお、工事のしゅん工予定は、平成十九年七月末日であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第七号の報告を終わります。

○議長（寺本保英）次に日程第五、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）報第八号 平成十八年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（寺本保英）報告を求めます。榮林都市整備部長。

〔都市整備部長 榮林勝美登壇〕

○都市整備部長（榮林勝美）ただいま上程いただきました報第八号 平成十八年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、御説明申し上げます。

議案書の八ページ及び九ページを御覧いただきたいと思っております。

本案につきましては、去る三月議会で十九年度に繰り越すべき限度額を御議決いただきました水質改善下水道事業について、今回は繰越確定額の報告でございます。

一款下水道費、一項下水道費、事業名は、水質改善下水道事業でございます。

内訳は、工事費といたしまして北山町みどり園付近ほか六件、業務委託費といたしまして今井一丁目五神沼付近ほか三件、水道・ガス等の移設補償費といたしまして今井四丁目ジュンテンドー南側ほか五件の繰越しで、繰越確定額は一億一千五百三十六万三千二百二十五円でございます。

財源内訳といたしましては、既収入特定財源が十二万五千円、未収入特定財源のうち国庫支出金四千五百五十五万円、市債六千三百六十万円、一般財源六百八万八千二百二十五円をもちまして充当繰り越したものでございます。

なお、工事のしゅん工予定は、平成十九年七月末日であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第八号の報告を終わります。

○議長（寺本保英）次に日程第六、報第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）報第九号 平成十八年度五條市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（寺本保英）報告を求めます。清水健康福祉部長。

〔健康福祉部長 清水 勝登壇〕

○健康福祉部長（清水 勝）おはようございます。

ただいま上程されました報第九号 平成十八年度五條市介護保険特別会計繰越明許費につきまして、御報告を申し上げます。

十ページをお願いいたします。

今回、繰越しをいたしました事業は、平成二十年度より開始されます七十五歳以上の高齢者を対象としました後期高齢者医療制度に伴う介護保険の

システム改修事業であります。

介護保険制度と後期高齢者医療制度は、共に高齢者を対象としておりまして、密接な関連がございます。

具体的には、後期高齢者医療保険料も介護保険料と同じく年金より天引きいたします特別徴収となること、また、高額介護と高額医療が合算されること等であります。

双方の連絡調整を密にしてシステム改修をスムーズに進めるために、平成十九年度において策定いたします後期高齢者医療制度の新システム開発に合わせ、介護保険システム改修事業を平成十九年度に繰越いたしました。

以上で平成十八年度五條市介護保険特別会計繰越明許費につきましての御報告を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第九号の報告を終わります。

○議長（寺本保英）次に日程第七、報第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）報第十号 平成十八年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（寺本保英）報告を求めます。阪ノ上水道局長。

〔水道局長 阪ノ上武則登壇〕

○水道局長（阪ノ上武則）ただいま上程いただきました報第十号 平成十八年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の十二ページ及び十三ページを御覧いただきたいと存じます。

当繰越計算書は、第一款資本的支出、第一項建設改良費の一部を翌年度に繰り越したものであります。

送配水及び給水設備五千九百九十五万円のうち、二千六百六十八万七千五百五十円を執行いたしまして、残事業のうち、今井四丁目ジュンテンドー南側を始めとする下水道設備関連事業の水道管移設工事三件分で三百四十四万九千二百五十円を翌年度に繰り越したものであります。

繰越しの理由といたしましては、下水整備事業関連工事の遅延に伴い下水道管移設工事の工期延長によるものでございます。

財源内訳につきましては、負担金として下水道事業から三百一万一千二百五十円の補償費と、損益勘定留保資金四十三万八千二百二十五円となっております。

なお、繰越いたしました工事三件につきましては、去る五月二十八日までにすべて完成しております。

不用額二千九百八十一万五千円につきましては、主に下水道整備事業を始め官公庁関係の移設工事の業務量の減少に伴い不用となったものであります。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第十号の報告を終わります。

○議長（寺本保英）次に日程第八、報第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）報第十一号 専決処分の報告、承認を求めることについて。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。上山総務部長。

〔総務部長 上山保見登壇〕

○総務部長（上山保見）ただいま上程いただきました報第十一号 五條市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告、承認を求めることにつきまして

て、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部が改正され、平成十九年三月三十一日公布、同年四月一日施行に伴うものでございます。それでは、改正の主な内容について説明させていただきます。

議案書の十六ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、第一条五條市税条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

条例第二十三条第一項及び同条第二項の改正は、信託法の制定に伴う新たな類型の信託等に対応するため、「法人課税信託の引き受けを行うことにより、法人税を課される個人で、市内に事務所又は事業所を有する者」を納税義務者とするものでございます。

次に、中ほどの条例第九十五条の改正は、「たばこ税」に関し、条例附則に規定され、昨年度から施行されている特例税率一千本につき三千二百九十八円を本則税率とするものであります。

なお、この改正による増収額は生じません。

次に、議案書の十六ページの下七行目から十七ページの中ほどを御覧いただきたいと存じます。

条例附則第十条の二第七項を加えることにつきましては、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設に伴い、その適用を受けるための手続き等を定めたものでございます。

この制度は、高齢者、障害者等が居住する既存住宅について自己負担が三十万円以上のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度の固定資産税を一〇〇平米に限り三分の一減額するものでございます。

次に、議案書の十七ページの中ほどから十八ページを御覧いただきたいと存じます。

条例第十一条の三の改正は、固定資産税における鉄軌道用地の評価方法の変更でございます。

これは、JR等の鉄道事業の用に供する建物と、そのほか店舗等と併用する建物用地の評価方法を改めるものです。

なお、現在五條市におきましては、要件に該当する対象となるものはございません。

次に、附則第十九条の三の改正は、上場株式等の譲渡益に対する株式等譲渡所得割に係る軽減税率の適用期限を一年間延長し、平成二十一年までとするものでございます。

次に、附則第十九条の十一第一項及び同条第二項を加えることにつきましては、日仏租税条約の規定に基づき、居住者が条約相手国の社会保障制度

に保険料を支払った場合、その一定金額を限度として、その年の総所得金額等から控除することを規定するものでございます。

その他の条文につきましては、項ずれの修正等でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（寺本保英）次に日程第九、議第二十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第二十六号 職員の退職手当の特例に関する条例の制定について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）ただいま上程いただきました議第二十六号 職員の退職手当の特例に関する条例の制定についての提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、平成十七年九月二十五日の一市二村の合併に伴い新五條市の職員数は、四百六十名から六百五名となり、百四十五名の増加となりました。

合併後の職員の数は、人件費の増加に伴い財政を圧迫させ、合併した多くの地方公共団体の避けられない大きな課題となっております。

そのため、平成十九年度から集中改革プランを策定し、職員数については五年で六十五名の削減を目標としております。

この目標を一年でも早く実現できるように、今回、退職手当の特例を定めることにより、より多くの勧奨退職を勧めようとするものであります。議案書の二十二ページを御覧ください。

第一条は、制定する条例の趣旨を、早期退職の勧奨を行うことにより、人事の刷新、行財政の合理化することを規定しております。

第二条は、適用する職員を、定年が六十歳の一般職の職員と定め、適用する年齢を定年退職の一年から二年前の五十九歳及び五十八歳の職員とする  
こと。

第三条は、特例の適用する期間を平成十九年度から平成二十三年度末までの五年間とし、退職手当については退職手当条例第五条の規定を適用する  
こと。

第二項は、退職手当の加算割合を定年退職一年前の五十九歳は給料月額に $\frac{1}{100}$ 分の $\frac{1}{5}$ 、定年退職二年前の五十八歳は $\frac{1}{100}$ 分の $\frac{3}{10}$ を加算する  
こと。

第三項は、通常の勧奨退職の規定であります退職条例第五条の三を適用しないこととしております。

第四条は、この条例の委任を定め、平成十九年度末の退職から適用しようとするものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（寺本保英） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十番」の声あり）

○議長（寺本保英） 二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄） この適用職員の皆さん方がこの勧奨をされた場合、それは、退職するかしないかは本人に選べる自由がなくなるのかどうか。その  
辺、結論的なことを聞かせてくれますか。

○議長（寺本保英） 岡本市長公室長。

○市長公室長（岡本和人） 大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

退職する自由はあるのかどうかという御質問だったと思うのですが、一応、通常、今までは六月末までに勸奨を募っておりました。今回、この条例が通りましたら、時期を延ばして九月末という形で勸奨していきたいと思っております。

それは、あくまでも本人の自由でございます。

以上でございます。（「十八番」の声あり）

○議長（寺本保英） 十八番土井康嗣議員。

○十八番（土井康嗣） 職員の給料を減らして財政の安定というふうな考え方でやっていっとんやと思えますけれどもね、職員の中にはパート職員やら臨時職員もおられますやろ。職員を減らして経常経費の支出を少なくしたらいいということだけではなしに、市役所の職員ということになってきたら、一概には言えないと思えますけれども、正職員と臨時やパートの職員との意識が全然違うと思えます。二十何年か議員をさせてもらって、じかに出会わせてもらって何してますんやけどね、福祉の弱者救済の担当課だけではなしに、やっぱり市民の秘密を守りながらとか、また、将来の展望という観点から真剣に正職員は考えておると思いますが、パートや臨時の職員の中でもそういうふうな意識を持って真剣にやっておられる方もおられますけれども、今までの経験、体験の中からみますと、正職員の方とは全然意気込みが違うのではなからうかなというふうな感じがします。

そやから、こういう勸奨の制度を引いたら、私からしたら、もう二、三の者から相談を受けております。そやけれども、やっぱり辞めていかなしやないような形になってきたなということ、真剣に考えている人は、今は聞かせてもらっておるのは五條市の将来を考えて仕事に取り組んでおるといふうな方ばかりですね。そういう人がだんだん減ってしまつて、臨時やパートの人の比率がだんだん大きくなつていったら、市役所の中がめちやくちやになつてしまうのではないかなと、真剣に前向きに考えない人がどつさり増えて、そして、正職員で指導していかなければならない立場にある人の言うこともだんだん聞いてもらえなくなつてくると、いろんなことがあるので、こういうふうな制度を考えたときに、正職員やら臨時・パートの職員の意識調査というのをやって進めてきたのかなと、疑問に残ります。そこちよつと、そういう調査をやって進めてきたのか聞かせてもらえますか。

○議長（寺本保英） 岡本市長公室長。

○市長公室長（岡本和人） 土井議員の御質問にお答えさせていただきます。

御指摘の意識調査については、実施はしておりません。

以上です。（「十八番」の声あり）

○議長（寺本保英）十八番土井康嗣議員。

○十八番（土井康嗣）そういうことで進めて来たんやからね、とことんまで反対する気はありませんけれども、余りにも勸奨、勸奨言うてね、勸めるんやったら、わしはむしろ、臨時やパートの人をできるだけ六箇月に一遍の契約で省けるものは省いていって、そして、スリムにして正職員だけでやっていけるのか、まだ正職員でも余っていくなど、削減してもいいなというふうな感じになって初めて正職員のことを考えるのが順番と違うのかなと思ってますんやけど、意見だけ申し上げておきます。

○議長（寺本保英）答えはよろしいか。基本的な考え方……。 （「していただけるなら」の声あり）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）土井議員の質問に答えさせていただきます。

精神といたしましては、そのとおりだと思っております。

しかし、私の申しております五條の財政を考えてみますとですね、約三万七千の人口で約六百人近いという職員、決して少ない数ではない。夕張を見ますれば、思い切ったことをしなければならぬ。しかし、私といたしましては、できるだけ民主的な形の中で御本人の了解できるような形をやっていきたいと、そのように思っております。

よその都市は別といたしまして、我がまちは山村が多い。そういう方にもやはり満足のいく行政といえますと、都会の状況と同じとは言いませんが、やはり職員の数についても経済的な形から一生懸命やっていかなければならないし、また立派な職員でございます。よそのまちよりも少なくなっても十分能力は発揮いたしまして、市民サービスは怠りなくやっていけるように、行政も職員もこれから議員ともどもいろいろと頑張っていきたいなと、そのように思っております。

以上。（「十八番」の声あり）

○議長（寺本保英）十八番土井康嗣議員。

○十八番（土井康嗣）まあ、前市長はまちづくりという名前が嫌いで、育てというふうに言っていましたけれども、私はまちづくりというのは、ずっと生涯付いて回って来ることだと思いますけれども、吉野市長の場合は二年前の考え方が即御破算になるということになるけれども、私は、やっぱり将来、三十年、五十年先を見詰めたまちづくりをしていくのが大事ではなからうかなと思っております。そういうふうな考え方がしますと、正職員、六箇月で契約を替えていかなければならないような職員を中心に考えるよりか、やっぱり正職員を中心に考えて、パート・臨時職員という人らはでき

るだけ再雇用を避けてやっていけんもんかというふうな姿勢で進めていただきたいなと、改めて意見を申し上げておきます。

○議長（寺本保英）質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（寺本保英）次に日程第十、議第二十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第二十七号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）ただいま上程いただきました議第二十七号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部改正についての提案理由の御説明を申し上げます。

五條市の財政状況は大変厳しい状況にあるのは、御承知のとおりでございます。

そのため、平成十八年四月から議員各位の報酬並びに特別職及び教育長の給料をそれぞれ約五・一パーセントの削減をしていただいたところですが、現在に至っても財政状況は厳しいため、平成十九年度においても特別職並びに教育長の給料をそれぞれ約五・一パーセントの減額改定をしようとするものであります。

議案書の二十五ページを御覧いただきたいと思えます。

今回の給料の改定は、財政状況が健全に運営できるまでの当分の間において減額を行おうとするため、本則を改正せず、附則にて規定しようとするものであります。

第一条は、ただいま申し上げましたように、期間を当分の間とし、市長の給料を「九十万二千元」から「八十五万円」に、副市長の給料を「七十六万円」から「七十二万円」とするものであります。

第二条は、第一条と同様に教育長の給料を当分の間「六十七万四千元」を「六十四万円」とするものであります。

施行につきましては、公布の日から施行しようとするものであり、七月分から適用となります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十六番」の声あり）

○議長（寺本保英）十六番榎塚凱一議員。

○十六番（榎塚凱一）少し時間をもらいますけれども、吉野市長におかれましては、二年前に田園で「私は給料要りません。市長になったら、ごみ袋ただにします」と、街頭演説やられていたのを僕も聞きました。今年の四月には「夕張みたいになるのではなからうか、五條市は財政難だ。私を市長にさせてもらえたら、五割ないし三割下げる」という話は、市民の皆さんも聞いておると思います。

私は、この引下げに対しては賛成なんですけれども、わずか五パーセント、四万八千円の値下げ。市長自ら半額にするとか、先ほど言いました早期退職を狙って、そこまで財政、夕張の話もちよっと出ましたね。だから、市長自ら全然要らないと言うなり、いろいろ部課長の何が合わんというようになれば、市長自ら、私は三割から、今、直ちに五割は給料引下げにしてほしいと思います。

この提案改正に対しては、反対します。

○議長（寺本保英）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとするに、賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（寺本保英）起立少数であります。

よって本案は否決されました。

○議長（寺本保英）次に日程第十一、議第二十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第二十八号 五條市乳幼児医療費助成条例の一部改正について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。清水健康福祉部長。

〔健康福祉部長 清水 勝登壇〕

○健康福祉部長（清水 勝）ただいま上程いただきました議第二十八号 五條市乳幼児医療費助成条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

奈良県の乳幼児医療制度の見直しにより奈良県乳幼児医療費補助金交付要綱の一部が改正され、今年八月一日から施行されます。これを受けまして、五條市乳幼児医療費助成条例の一部を県の準則に基づきまして改正しようとするものであります。

議案書の二十六ページを御覧いただきたいと存じます。

改正内容の御説明を申し上げます。

現在の五條市乳幼児医療費助成事業の対象者は、入院につきましては、零歳から義務教育就学前まで、通院につきましては、零歳から三歳未満までとなっております。今般、奈良県乳幼児医療費補助金交付要綱の一部改正が行われ、助成対象が通院の場合も三歳未満を義務教育就学前までに拡大されましたので、県の準則に基づきまして五條市乳幼児医療費助成条例の一部を改正し、本年八月一日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に日程第十二、議第二十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第二十九号 五條市立大塔診療所条例の一部改正について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。清水健康福祉部長。

〔健康福祉部長 清水 勝登壇〕

○健康福祉部長（清水 勝）ただいま上程いただきました議第二十九号 五條市立大塔診療所条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、奈良県派遣医師の異動に伴いまして診療日を変更するため、本条の一部を改正しようとするものであります。議案書の二十九ページを御覧ください。

改正内容につきましては、五條市立大塔診療所条例（平成十七年六月五條市条例第六十一号）第四条第一項中、診療施設の診療日を木曜日から火曜日に変更し、木曜日を休診日にするものであります。

施行につきましては、公布の日から施行し、平成十九年六月一日から適用いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に日程第十三、議第三十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第三十号 五條市都市公園条例の一部改正について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。榮林都市整備部長。

〔都市整備部長 榮林勝美登壇〕

○都市整備部長（榮林勝美）ただいま上程いただきました議第三十号 五條市都市公園条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

五條市五條四丁目において建設中であります五條中央公園の一部が完成し、管理運営するものであります。

議案書の三十一ページを御覧いただきたいと存じます。

別表第二条第四項に第三号を加えるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に日程第十四、議第三十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第三十一号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）ただいま上程いただきました議第三十一号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての提案理由の御説明を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、非常勤消防団員に対する損害補償に係る補償基礎額の加算について、配偶者以外の三人目以降の扶養親族に係る加算額を二人目までの扶養親族に係る加算額と同額に引き上げる政令が施行されたため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案書の三十二ページを御覧願います。

配偶者以外の扶養親族についての補償基礎額の加算額を、従来は「百六十七円」であったものを「二百円」とするため、当該条例第五条第三項の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に日程第十五、議第三十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第三十二号 平成十九年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について。

〔「十八番」の声あり〕

○議長（寺本保英）十八番議会運営委員長。

○議会運営委員長（土井康嗣）ただいま上程になりました議第三十二号につきましては、去る四日の開会日において市長から提出議案の概要説明を受けておりますので、提案理由の説明は結構かと思いますが、本議案は、新規事業や政策的な経費を抑えた、いわゆる骨格予算で編成されていた当初予算に対する肉付けの予算案でありますので、慎重審査を期するため、この際、予算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は八人とし、委員の選任につきましては議長に一任したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（寺本保英）お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審査を期するため予算審査特別委員会を設置してこれに付託いたしたいと思いましたが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。

よって本案は予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

○議長（寺本保英）お諮りいたします。

予算審査特別委員会の委員の定数は八人とし、委員の選任につきましてはあらかじめ御協議をいたしておりますので議長から指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。

よって、委員の定数は八人とし、委員は議長から指名いたします。

四番藤富美恵子議員、六番益田吉博議員、七番山田由比己議員、九番峯林宏政議員、十四番佐久間正己議員、十七番黄木英夫議員、十八番土井康嗣議員、二十一番田原清孝議員。

以上、八人の方にお願いたします。

なお、正副委員長の選出並びに審査の日程等について御協議願いたいと思いますので、各位には、本日散会后、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（寺本保英）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十二日から十四日まで休会とし、次回十五日、午前十時に再開して議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時二十二分散会

